〇評価基準 [知識等習得コース]

(令和6年度)

						(令和6年度)
評価項目		評 価 内 容				配点
提案項目①	(1) 府内の 企業ニーズ、受講者ニーズ を的確に把握しているか。					10点
	(2) 訓練カリキュラムに 創意工夫 が見られるか。					10点
	(3) 仕様に定める	訓練目標、仕上り像、策定ポイントに対し	して実現性のある訓	練が実施できるか。		10点
提案項目②	(1) 職業訓練として	(1) 職業訓練として 適切な就職支援内容と実施体制 が整えられているか。				10点
(就職支援)	(2) 就職率向上に向けた具体的な取組みの計画及び就職困難者に対する支援に工夫があるか。				10点	
	(1) 訓練の質の向上のため、事業者の職員研修等の人材育成が図られているか。					
重点項目	(2) 施設、設備等において訓練が受けやすい環境整備が図られているか。					10点
	(3) 上記(1)(2)以外に 訓練の質の向上に向けた新たな取組みがあるか。					
л at					60点	
		サービスガイドライン研修受講者を づく職業訓練の運営ができるか。	·配置(又はISO2999	記置(又はISO29993及びISO21001を取得)し、同ガイドライン(又はISO)に基		2点
		専任の事務担当者を配置しているか。			5点	
	業務実施体制	訓練定員に対して設定した 最少実施人数の割合 訓練実施会場	定員の35%以	3点 3点		3点
			定員の50%以下で設定 2点		2点	
業務実施面			定員の65%以下で設定 1点		<u> </u>	
未伤天心山			- ""		2点	2点
			京都市内 1点			
		委託訓練実施実績がある場合の就職実績(別表で定める区分に応じて配点)			15点	
		「る「ひとり親準備講習付き訓練若しくは保育ルーム設置訓練」の			1点	
		過去2年間に京都府が委託する一か。ただし、基準点(60点)を超えて	般訓練の事業者選定において、提案したが採択されなかったコースがある いる場合に限る。			2点
府内企業				府内に本店がある	5点	
	京都府内に、本店、支店又は営業所を有する者である		(=).	府内に支店、営業所等がある	3点	5点
			,	上記以外で府内在住者を雇用	2点	
	上記以外O点					
価格点 満点(5点)×(提案価格のうち最低価格/自社の提案価格)				5点		
小 計				40点		
h 計				100点		

【配点基準】

【癿点签件】					
評価	基準	配点			
Α	優れている	9~10点			
(B+)	やや優れている	7~8点			
В	標準	5~6点			
(B-)	やや劣っている	3~4点			
С	劣っている	1~2点			

<別表> 業務実績(就職実績)

区分		① 府内で実施した同一系統訓練 コース(注2)の実績がある場合	② 府内で実施した別系統訓練コース 及び求職者訓練の実績がある場合	③ 他府県で実施した訓練の実績がある場合	
委託訓練 (注1)の 委託訓練 (注1)の 実績がある場合、 提案現就職率及び 過去2年間の就職 率の平均値	95%以上	15点	10点	8点	
	90%以上95%未満	14点	10派		
	85%以上90%未満	13点	8点	6点	
	80%以上85%未満	12点	o At		
	75%以上80%未満	11点	6点	4点	
	70%以上75%未満	10点	U.M.		
	65%以上70%未満	9点	4点	2点	
	60%以上65%未満	8点	4 AK	2 景	
	60%未満	_	_	_	

- (注1) 委託訓練とは、「委託訓練実施要領(令和5年3月30日改正開発0330第2・3号)」に基づき実施された訓練をいい、その他の職業訓練等は含まない。
- (注2) 同一系統訓練コースは、「事務系(オフィス・経理)」、「医療系」、「Web・デザイン系」、「介護系」の4区分とする。

○評価基準 〔知識等習得コース・自由提案コース〕

(令和6年度)

						(令和6年度)
評価項目		評 価 内 容			配点	
提案項目①(訓練内容)	1 既存の訓練コースとの相違点					
	(1)府内の 企業ニーズの 把握について					10点
						10点
						10点
						 10点
提案項目②	(1) 職業訓練として 適切な就職支援内容と実施体制 が整えられているか。					10点
	(2) 就職率向上に向けた具体的な取組みを計画しているか。					10点
	(3) 就職困難者に対する支援に工夫があるか。					10点
小 at						
			を配置(又はISO2999	3及びISO21001を取得)し、同ガイドライ	ン(又はISO)に基	2点
		づく職業訓練の運営ができるか。 専任の事務担当者を配置しているか。				4点
	業務実施体制	安立の争務担当者を配置しているか。 定員の35%以下で設定			3点	4 州
		訓練定員に対して設定した 最少実施人数の割合	定員の50%以		2点	3点
			定員の65%以下で設定		1点	
業務実施面		訓練実施会場	京都市以外		4点	
			京都市内	都市内		4点
	今回の提案及び 実績について	京都府が委託する職業訓練への提案は今回が初めてである。 3点			7点	
		1 1				
	天視について	である。				
	<u>a.</u>					
	京都府内に、本店、支店又は営業所を有する者であること。				5点	5点
府内企業				府内に支店、営業所等がある	3点	
				2点		
				O点		
価格点	満点(5点)×(提案価格のうち最低価格/自社の提案価格)				5点	
· 小 計				30点		
合 計				100点		

【配点基準】

評価	基準	配点
Α	優れている	9~10点
(B+)	やや優れている	7~8点
В	標準	5~6点
(B-)	やや劣っている	3~4点
С	劣っている	1~2点